

とは別個の新たな意味内容を表現するに至ると認められる場合は、法第一四四條に違反するおそれが強い。

② ①のとおり認められる場合は、法第一四四條、第二〇一條の六及び第二〇一條の一三に違反するおそれが強い。

二 「〇〇党の比例代表候補者たち」という文言は、その指し示す範囲が掲示板全体に及んでくることになり、法第一四四條に違反するおそれがある。

判決要旨

○ポスターの組合せ掲示と規格制限 五号ポスターというのは、その外形、内容自体からみて特定の選挙について特定の候補者の当選を得るため投票を得又は得しめる目的のために使用されると推定され得るポスターであつて、選挙運動用ポスターとしてそれ自体独立の効用を有しないポスターといへども、もしそれが二枚以上組合せて掲示されることにより選挙運動用ポスターとして独立の効用を發揮すると認められる場合には、その全体がはじめて五号ポスターとしての規格制限の対象となるのであり、又たとえその一枚のポスターが選挙運動用ポスターとして独立の効用を有する規格内のポスターであつても、それを二枚以上組合せ、ある

いは他の独立の効用を有しないポスターと組合せて掲示されることにより、全体としてそれを組成する各ポスターとは別個の新たな意味内容を表現するに至る場合には、右と同様全体としてのポスターが五号ポスターとしての規格制限に服するものと解すべきである。（昭四三、一一、一一、大阪高裁判決）

○ポスターを二枚一組で掲示したことが規格制限に違反するとされた事例 候補者の顔写真を左右半分づつ印刷した規格内のポスターを二枚一組で掲示した場合には、その記載内容からみて各独立の効用を有する選挙運動用ポスターと認められる余地があるとしても二枚以上組み合わせることによって全体として新たな選挙運動用ポスターとして独自の効用を有するに至る場合は、全体としてのポスターが右の規制に服すると解すべきであるから、その全体の規格がタブロイド型をこえる以上、公職選挙法一四四條三項（現行第四項）の選挙運動用ポスターの規格制限違反に該当する。（昭四三、一一、一一 大阪高裁判決）

する方法をご教示下さい。

二一 ポスターの検印・証紙

一 検印は、予め配布した県の委員会のものを用いる。

二 方法は、予め詳細な取扱要領を示してこれによつて行なわせる。